

事 務 連 絡
令和7年7月11日

宮崎県行政書士会 小林支部 御中

小 林 市 農 業 委 員 会
事務局長 村岡 浩二
(公 印 省 略)

農地法第3条申請に係る添付書類の追加について（お願い）

盛夏の候 貴支部におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

また日頃より、農地行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）が、令和7年4月1日に施行され、改正後の農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に係る農地又は採草放牧地の権利移転等の許可要件に関して、農地等の全てを効率的に利用して事業を行うと認められるかどうかを判断する際の要素として、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等が許可要件の例示として追加されたところ
です。

つきましては、農地法第3条申請時に別紙「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」を添付いただきますようお願いいたします。

（添付書類）

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

（参考）

農地法関係事務処理要領の制定について

（令和7年3月31日6経営第3208号・6農振第2991号）

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-230.pdf

（文書取扱い）

事務局 橋谷

電話：0984-23-0405 FAX：0984-23-1182

E-mail:k_noui@city.kobayashi.lg.jp

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

年 月 日

農地法第 3 条の許可を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称（署名） _____ 印 _____

(記載要領)

- 1 の (1) ①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 2 1 の (1) 及び 3 については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況等を記載してください。
- 3 1 の (1) ②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1 の (2)、(3) 及び (4) については、申告の日現在の状況を記載してください。